

# 取調べの可視化 ニュース (通算第47号)

2020  
第18号  
2020.2.1

## 今号の特集

- ・第7回可視化実践経験交流会報告
- ・不当な取調べには直ちに「苦情申入れ」を!

編集責任：取調べの可視化本部

# 第7回可視化実践経験交流会報告

取調べの可視化本部委員 高橋 一斗 (栃木県弁護士会)

## 1 経験交流会の概要

2019年11月30日、第7回可視化実践経験交流会が、栃木県内のTKPガーデンシティ宇都宮において開催されました。

## 2 事例報告

事例報告の内容は以下のとおりです。

①まず、殺人未遂事件2件、窃盗及び入管法違反等事件1件について、黙秘を貫徹した結果、殺人未遂事件については傷害罪、窃盗及び入管法違反等事件については入管法違反のみでの起訴に留まった事例を報告いただきました。

②次に、殺人未遂及び殺人被疑事件について、無関係傷害事件(録音・録画対象外事件)で逮捕勾留され、録音・録画をせずに殺人未遂被疑事件及び殺人被疑事件の取調べが行われていた事例を報告いただきました。

③3件目の事例報告では、現住建造物放火等の事件において、取調べで著しい誘導が行われており、弁護士が誘導の存在を主張したものの、裁判官は誘導の存在を否定した事例を報告いただきました。

④4件目の事例報告では、監護者わいせつ被告事件について、事件当時13歳であった被害者に対する司法面接で、バックスタツ

フなしで、かつ誘導が行われたため、被害者供述の信用性が否定された事例について報告いただきました。

⑤5件目の事例報告では、殺人被告事件で取調べの録音録画記録媒体が証拠採用されたものの自白の信用性が否定された事例について報告いただきました。同事例では、供述調書への署名押印を拒否するように指導した結果、当該記録媒体が証拠請求されて、被告人が否認から自白に転じる様子を含め、供述が二転三転している様子が証拠となり、自白の信用性が否定されたとのことでした。

⑥最後に、殺人被告事件について

## 3 パネルディスカッション

前田裕司(宮崎県をコーディネート)、白鷗大学法学部の村岡啓一教授、一木明会員(栃木

## 4 懇親会

大勢の先生に御参加いただきました。御挨拶いただきました先生方におかれましては、突然の指名にもかかわらず、興味深いお話をいただきましたありがとうございました。

## 5 感想

黙秘維持や証拠請求された記録媒体への対応、司法面接について、大いに勉強させていただきました。

こうした問題には、個々の事例を集積し、検討することでしか、真に必要な対応を見出しにくいことは難しく、今後も交流会を継続していただけると大変ありがたいと感じました。



パネルディスカッションの様子

# 不当な取調べには直ちに「苦情申入れ」を!

取調べの可視化本部副部長 前田 裕司 (宮崎県弁護士会)

日弁連では、2016年に法制化された「取調べの録音・録画制度」の在り方が、施行3年後に見直されることをにらんで、取調べの可視化(全事件・全過程における録画)を実現する手掛りとなる「立法事実」の集積を図っています。

そのために、①取調べの録音・録音の有無に関する情報提供票、②「取調べの問題事例」情報提供のお願いを会員に配布して事例を収集してきました。これまでの情報収集により、全国の録画の実施

状況が明らかとなり、また、2016年3月から半年に1回のペースで行ってきた全国各ブロックにおける「可視化実践経験交流会」等での貴重な議論の資料となってきました。

しかし、2019年6月1日から「取調べの録音・録画制度」が施行され、施行3年後の見直し(全事件・全過程における録音・録音の実現を図る場)が迫る中、それに向けての真に必要な「立法事実」の集積を図るためには、まだ、

事例の集積が十分とは言えません。そこで、さらに実効性のある事例収集を行うため、従前の事例収集に加えて、被疑者の弁護士が、不当な取調べが行われていると認識した場合には、当該弁護士が直ちに捜査機関等に「苦情申入れ」を行うとともに、その申入れの事実を日弁連に情報提供してもらう

「苦情申入れ制度の活用」を、各弁護士会及び日弁連を挙げて組織的に取り組むことをお願いいたします。

苦情申入れ制度は、検察庁では「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について」(2008年5月1日最高検依命通達)により、また、警察庁では「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」(2008年4月3日国家公安委員会規則第4号)により、10年以上前から実施されてきました。そこで、制度発足以来、各弁護士会において、捜査官に監督対象行為(身体接触、有形力行使、不安・困惑させる言動、一定の姿

勢や動作の強要、便宜供与の申出・約束等、尊厳を害する言動、事前承認のない夜間・長時間の取調べ)とされる取調べがあった場合には、警察や検察に「苦情申入れ」を行うことによって、被疑者に対する個別の救済等を図ってきました。

この制度の最大の特徴は、苦情を申し入れた弁護士に対して捜査機関が説明を行うことです。検察では制度化され、警察も、概ね弁護士に報告する運用がなされています。そのことよって、弁護士が申入れに対する捜査機関の対応を把握できます。

そして、「苦情申入れ」は、必ず捜査機関の公式な記録に残されますので、日弁連(当本部)から

当局にその提供を求めることよって、3年後見直しの議論における極めて重要な資料を集積することができるよう考えます。

このように、弁護士による「苦情申入れ」の多寡とその内容が、日弁連の求める全事件・全過程の取調べにおける録音・録音「立法事実」の存否、ひいては、その実現の帰趨を決するといっても過言ではありません。

苦情申入れの活用は、個別の被疑者の援助になるとともに、3年後見直しの議論に資することは明白で、これに取り組むことの意義は極めて大きいと言えます。

会員の皆様の御協力を是非ともお願いいたします。